平成25年６月７日

各　位

会　社　名　株式会社ジェイグループホールディングス
（コード番号３０６３：東証マザーズ）
本社所在地　名古屋市中区栄三丁目４番28号
代　表　者　代表取締役社長　　新田　二郎
問 合 せ 先　取締役管理本部長　　赤工　朝飛
電 話 番 号　（052）243-0026（代表）
（URL http://www.jgroup.jp/）

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は平成25年６月７日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【本新株式発行及び株式売出しの目的】

当社グループは、当社（㈱ジェイグループホールディングス）及び連結子会社（㈱ジェイプロジェクト、㈱ジェイブライダル、㈱ジェイメディックス、㈱ジェイトレード、㈱ディアジェイ、㈱ジェイキャスト、㈱ジェイエイト、NEW FIELD HONOLULU,INC.）８社及び持分法適用関連会社（㈱ローズネット販売、㈱SARU、㈱志摩ローズファーム）の３社から構成されており、居酒屋、レストランなどの飲食事業を中心に、結婚式の企画運営を行うブライダル事業、不動産の賃貸及び管理業務等を行う不動産事業、広告代理業や食品等の卸売業等のその他の事業を行っております。

わが国経済は、円高の長期化、欧州債務問題や新興国を含めた海外景気の下振れなどによって、不透明な状況で推移しておりましたが、昨年末の政権交代以降、円安・株高基調に転じ、景気回復の兆しが見られる状況となりました。

外食業界におきましては、政府が民間企業に賃上げ要請をするなど、所得増加への期待感が高まりつつある点や接待交際費の損金算入上限の拡大などもあり、今後は需要拡大が期待されますが、節約志向は依然として強く、個人消費の本格的な回復には未だ時間がかかる状況で推移しております。

このような環境のもと、当社グループでは、平成24年９月３日付で持株会社体制に移行し、中長期計画において平成30年２月期での連結売上高200億円、売上高経常利益率7.5%を目指しております。事業運営にあたっては、上場以来管理体制の強化に努めてきたことから、本部経費等の間接経費が固定費として生じておりますが、売上高の増加に対し、固定費の増加率は少ないことから、この固定費の割合は、事業規模の拡大に伴って低減してまいります。そのため、売上高を一定規模まで積極的に拡大することで、収益性が向上し、安定するものと見込んでおります。売上高を積極的に拡大するためには、中核事業である飲食事業の成長が重要であり、積極的、継続的に新規出店を行っていく方針であります。また、既存店につきましては、リニューアル投資を行い、既存店売上高の向上を目指してまいります。

当社グループは、今般の公募増資の実施により、設備投資資金を確保するとともに、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立とともに、企業価値の向上を目指してまいります。

また、同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ってまいります。

１．公募による新株式発行（一般募集）

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式　　5,000株
(2)	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年６月18日（火）から平成25年６月20日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3)	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4)	募集方法	一般募集とし、東海東京証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
(5)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込み金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
(6)	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
(7)	払込期日	平成 25 年６月 25 日（火）から平成 25 年６月 27 日（木）までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。
(8)	申込株数単位	１株

(9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1)	売出株式の種類及び数	当社普通株式	2,000 株
(2)	売出人及び売出株式数	新田　二郎	620 株
		林　　芳郎	280 株
		林　　裕二	280 株
		石川　智巳	280 株
		安田　博	180 株
		二村　篤志	180 株
		生井　嘉幸	180 株
(3)	売出価格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。） なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。	
(4)	売出方法	引受人に全株式を買取引受けさせた上で売出す。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする	
(5)	申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。	
(6)	受渡期日	一般募集における払込期日の翌営業日とする。	
(7)	申込株数単位	１株	

(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

３．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】１．をご参照のこと）

(1)	売出株式の種類及び数	当社普通株式　　1,000株 なお、上記株式数は上限を示したものであり、需要状況等によって減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
(2)	売出人	東海東京証券株式会社
(3)	売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
(4)	売出方法	一般募集の需要状況等を勘案した上で、東海東京証券株式会社が当社株主から1,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
(5)	申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。
(6)	受渡期日	一般募集における払込期日の翌営業日とする。
(7)	申込株数単位	１株

(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。まお、一般募集が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

１．オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「２．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から 1,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は 1,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況によって減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、東海東京証券株式会社は、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下、「本件募集売出し」という。）の申込期間（以下、「申込期間」という。）の終了日の翌日から平成 25 年７月 19 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、東海東京証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了日の翌日から平成 25 年７月 19 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後の残余の借入れ株式は、東海東京証券株式会社が、グリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から東海東京証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

２．今回の公募増資による発行済株式数の推移

現在の発行済株式総数	33,658株　（平成25年５月31日現在）
公募増資による増加株式数	5,000株
公募増資後の発行済株式総数	38,658株
株式分割による増加株式数	7,692,942株
株式分割後の発行済株式数	7,731,600株
株式分割後の発行可能株式数	18,000,000株

（注）1.当社は平成25年６月７日開催の当社取締役会において、株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び期末配当予想の修正等の決議を行っております。詳細は本日別途開示しております「株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更及び期末配当予想の修正等に関するお知らせ」をご参照ください。

株式分割の日程（予定）

基準日公告日　　平成25年８月16日（金）

分割の基準日　　平成25年８月31日（土）

（当日は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成25年８月30日(金)）

分割の効力発生日　平成25年９月１日（日）

2.新株予約権（ストックオプション）の行使により分割基準日までに発行済株式総数が増加する可能性があります。

３．調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額 638,075,000 円について、530,075,000 円は平成27年２月期までに設備投資資金に、108,000,000円は平成25年６月から平成28年５月までに販売促進コンサルティング及びシステム構築費用に充当する予定であります。

設備投資資金については、平成26年２月期中に178,096,000円を既存店舗のリニューアル・修繕のための投資資金に充当する予定であります。具体的な既存店舗のリニューアル・修繕の内容は以下のとおりであります。

店舗名（所在地）	事業の種類	内容	支出予定額（千円）	支出予定時期
新九名駅店（名古屋市中村区）	飲食事業	リニューアル	12,353	平成25年６月
PRANA STYLE（千葉県浦安市）	飲食事業	修繕	7,500	平成25年６月
Na-菜-Na ｲｵﾝ神戸北店（神戸市北区）	飲食事業	修繕	1,217	平成25年６月
薩摩はやと（京都市下京区）	飲食事業	リニューアル	9,377	平成25年６月
Gappo 桜木町（横浜市中区）	飲食事業	リニューアル	3,000	平成25年７月
二六丸金山店（名古屋市熱田区）	飲食事業	リニューアル	21,180	平成25年７月
てしごと家銀座店　新橋なもバー（東京都港区）	飲食事業	修繕	13,611	平成25年７月
既存店５店舗	飲食事業	リニューアル	75,000	平成25年７月～平成26年２月
既存店95店舗	飲食事業	修繕	34,858	平成25年７月～平成26年２月

（注）　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

また、平成26年２月期中に100,000,000円を物流センター及び社員寮の建設資金に、平成27年２月期中に251,979,000円を新規出店及び既存店舗のリニューアル・修繕のための投資資金にそれぞれ充当する予定であります。平成27年２月期の新規出店及び既存店舗のリニューアル・修繕計画は今後策定する予定であります。また、上記資金需要の発生までは、上記手取金は預金口座で管理する予定であります。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

具体的な当社グループの設備投資計画は、平成25年6月7日現在以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	事業の種類	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力 (席)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
名古屋新店 (名古屋市中区)	飲食事業	店舗設備	23,000	―	借入金・自己資金・リース	平成25年5月	平成25年6月	20
東京新店① (東京都豊島区)	飲食事業	店舗設備	76,450	―	借入金・自己資金・リース	平成25年5月	平成25年6月	60
京都新店 (京都市)	飲食事業	店舗設備	49,800	―	借入金・自己資金・リース	平成25年6月	平成25年7月	60
静岡新店① (静岡市)	飲食事業	店舗設備	87,600	―	借入金・自己資金・リース	平成25年6月	平成25年7月	100
静岡新店② (静岡市)	飲食事業	店舗設備	43,800	―	借入金・自己資金・リース	平成25年6月	平成25年7月	30
静岡新店③ (静岡市)	飲食事業	店舗設備	56,980	―	借入金・自己資金・リース	平成25年6月	平成25年7月	60
物流センター及び社員寮 (名古屋市中川区)	その他の事業 不動産事業	物流設備 居住設備	300,000	60,000	借入金・増資資金・リース	平成25年3月	平成26年2月	―

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

(2) 前回の調達資金の使途変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金は、新規出店の投資資金、既存店舗のリニューアル・修繕の投資資金、販売促進コンサルティング及びシステム構築費用、物流センター及び社員寮の建設資金に充当することを予定しております。これらの施策により中長期的な収益の拡大につながるものと考えております。また自己資本が充実し財務基盤が強化されることより、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4．株主への利益配当等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けておりますが、これまでは、新規出店や人材育成、管理体制強化のための投資等に充当するために、内部留保を優先し、設立以来無配としてまいりました。引き続き成長投資に充当するための内部留保は重視してまいりますが、管理体制について一定水準の強化施策が進んだことから、株主の皆様への利益還元の重要性を鑑み、中長期的な見通し、設備投資計画、財務状況等を勘案しながら、配当を実施していくことといたしました。

平成25年2月期の配当につきましては、1株当たり500円を期末配当金とさせていただきました。また、平成26年2月の年間配当金につきましては、1株当たり1,000円（中間配当金500円、期末配当金500円）を公表しておりましたが、当社は平成25年6月7日開催の当社取締役会において、株式分割、単元株制度の採用、定款一部変更及び期末配当予想の修正等の決議を行い、平成26年2月期の期末1株当たり配当金の修正を行っております。平成25年9月1日を効力発生日として1株につき200株の割合で株式分割を実施する予定であるため、株式分割を考慮した2円50銭としております。

詳細は本日別途開示しております「株式分割、単元株制度の採用、定款一部変更及び期末配当予想の修正等に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての考え方は上記（1）のとおりです。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと業績向上のため、設備投資資金等に充当してまいります。

(4) 過去３決算期間の配当状況等

	平成23年２月期	平成24年２月期	平成25年２月期
１株当たり当期純利益（連結）	△10,717.01円	3,979.66円	769.51円
１株当たり年間配当金 （内１株当たり中間配当金）	0円 (―)	0円 (―)	500円 (―)
配当性向（連結）	―	―	65.0%
自己資本当期純利益率（連結）	―	8.4%	1.5%
純資産配当率（連結）	―	―	1.0%

（注） 1　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2　配当性向（連結）は、１株当たりの年間配当金を１株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。
3　自己資本利益率（連結）は連結当期純利益を自己資本（期首連結自己資本と期末連結自己資本の平均）で除した数値です。
4　純資産配当率（連結）は１株当たり年間配当額を１株当たり連結純資産（期首１株当たり連結純資産と期末１株当たり連結純資産の平均）で除した数値です。

５．その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は新株予約権方式によるストック･オプション制度を採用しており、新株発行予定残数は下記のとおりです。今回の公募増資後の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は6.4%となる見込みです。

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	行使価額	資本組入額	新株予約権の行使期間
平成15年８月30日	2,488株	25,000円	12,500円	平成17年９月１日から 平成25年８月31日まで

(3) 過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去のエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成23年３月28日	第三者割当増資 94,818千円	748,531千円	678,531千円

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年２月期	平成24年２月期	平成25年２月期	平成26年２月期
始　値	58,700	60,300	68,000	83,300
高　値	68,000	74,000	90,800	151,200
安　値	57,400	44,800	64,200	82,000
終　値	60,400	68,500	83,300	111,000
株価収益率	― 倍	17.2倍	108.3倍	― 倍

（注） 1　平成26年２月期の株価については、平成25年６月６日現在で表示しています。
2　株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。
なお、平成23年２月期は連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示していません。

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である新田二郎、林芳郎、林裕二、石川智巳、安田博、二村篤志及び生井嘉幸並びに当社株主である有限会社ニューフィールドは、東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意　この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。